

(証券コード：4026)  
平成29年7月5日

# 株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号  
神島化学工業株式会社  
代表取締役社長 池 田 和 夫

## 第101回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
大阪御堂筋ビル（旧伊藤忠ビル） 地下1階 ハートンホール  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
  - 報 告 事 項 第101期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件
  - 決 議 事 項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役9名選任の件
    - 第4号議案 監査役2名選任の件
    - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
    - 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
    - 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
    - 第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型  
ストックオプション（新株予約権）を付与する件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.konoshima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(自 平成28年5月1日)  
(至 平成29年4月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、イギリスのEU離脱問題、米国の新政権の動向等により不確実性が高まりましたが、全体としては企業業績や雇用情勢の改善により緩やかな回復基調で推移しました。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、マイナス金利導入後の住宅ローン金利の低下、相続税対策に伴う賃貸住宅の増加などを背景に、新設住宅着工戸数は対前年度比5.8%増の97万4千戸と比較的好調でした。

このような経済・経営環境の中、売上高につきましては、建材事業が好調に推移したことを主因として226億29百万円、対前期比8億9百万円(3.7%)の増収と、過去最高の売上高を更新することができました。

損益面では、建材事業の増収、燃料価格の下落、有形固定資産の償却方法の変更(定率法から定額法)による償却負担の減少等により、営業利益は14億33百万円と対前期比6億42百万円(81.1%)の増益、経常利益は13億48百万円と同6億38百万円(89.8%)の増益、当期純利益は10億51百万円と同4億26百万円(68.4%)と大幅な増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建材事業におきましては、前述のとおり比較的良好な市場環境下、住宅分野では高級軒天井ボードが好調に推移し、また非住宅分野では耐火パネルが堅調であったことから、売上高は160億84百万円と対前期比6億59百万円(4.3%)の増収となり、またセグメント利益(営業利益)も前述の増収効果、燃料価格の下落、償却負担の減少等により6億32百万円と同7億49百万円の大幅増益となりました。

他方、化成品事業におきましては、円高による為替影響があったものの、海外需要が伸長したため、売上高は対前期比1億49百万円(2.3%)増収の65億44百万円と最高売上高を更新しました。一方、セグメント利益(営業利益)は償却負担の増加等により14億21百万円と前期並みとなりました。

(次期の見通し)

次期のがわが国経済は、オリンピック関連需要、労働代替型設備投資、良好な雇用情勢を反映した底堅い個人消費等により緩やかな回復が予想される一方、当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、やや弱含みを見込んでおります。

このような経済・経営環境を前提としまして、当社は、建材事業の住宅関連は引き続き軒天井ボード等の高級化路線を推進し、他方オリンピック需要の取り込みにより非住宅部門の拡大に注力いたします。また化成品事業におきましては、当事業年度に完成した新規設備も本格的に稼働することから更なる海外営業展開を積極化します。更にコスト面では、製造部門での原価低減・稼働率の向上、また物流面での効率化を図ることにより合理化を進めます。

以上の結果、次期の業績につきましては、売上高は233億円と対当期比6億71百万円(3.0%)の増収、営業利益は15億80百万円と同1億46百万円(10.2%)の増益、経常利益は15億円と同1億51百万円(11.2%)の増益、当期純利益は11億円と同48百万円(4.7%)の増益を見込んでおります。

## (2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は16億46百万円であります。

## (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下において、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みの1つである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成品事業においては、更なる国内営業基盤の拡充に加え、積極的な海外市場展開も視野に入れ、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいり所存であります。そのために、以下の3点を特に重要な課題として取り組んでおります。

#### ①新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内及び海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上高の拡大を図ってまいります。

#### ②コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

#### ③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期	第99期	第100期	第101期
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(当事業年度) 平成28年度
売 上 高	百万円 20,052	百万円 20,686	百万円 21,819	百万円 22,629
経 常 利 益	百万円 618	百万円 560	百万円 710	百万円 1,348
当 期 純 利 益	百万円 360	百万円 432	百万円 624	百万円 1,051
1株当たり当期純利益	39円31銭	47円27銭	68円18銭	114円84銭
総 資 産	百万円 17,974	百万円 18,253	百万円 18,936	百万円 19,217
純 資 産	百万円 4,786	百万円 5,159	百万円 5,515	百万円 6,446

- (注)・第98期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
- ・第99期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
  - ・第100期は、売上高の増加や製造コストの削減等により、増収増益となりました。
  - ・第101期（当事業年度）は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
  - ・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

事業	主要製品
建 材	住宅及び非住宅・ビル用不燃建材 住宅及び非住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、 内装化粧板、ビル用内装材、耐火パネル等
化 成 品	炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、 炭酸カルシウム、セラミックス原料及び製品等

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社 (大阪市西区)	詫 間 工 場 (香川県三豊市)
石 岡 工 場 (茨城県石岡市)	東 京 営 業 所 (東京都千代田区)
東 北 営 業 所 (宮城県仙台市)	千 葉 営 業 所 (千葉県四街道市)
神 奈 川 営 業 所 (神奈川県横浜市)	名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市)
北 陸 営 業 所 (石川県金沢市)	中 国 営 業 所 (広島県広島市)
四 国 営 業 所 (香川県三豊市)	九 州 営 業 所 (福岡県福岡市)

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
618 名	20 名増	38.4 才	11.4 年

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,725 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,233
株式会社池田泉州銀行	552
農林中央金庫	470
株式会社三井住友銀行	435
株式会社商工組合中央金庫	354
株式会社百十四銀行	115

## (11) その他の会社の現況に関する事項

- ・建設アスベスト損害賠償請求訴訟

当社を含めた建材メーカー約44社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の事業等に与える影響も不明であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 36,000,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数  | 9,240,000株 (自己株式87,392株を含む) |
| (3) 株主数       | 3,701名                      |
| (4) 大株主       |                             |

株主名	持株数	持株比率
神島化学従業員持株会	1,311 千株	14.33 %
DOWAホールディングス株式会社	843	9.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	804	8.79
株式会社みずほ銀行	444	4.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	383	4.19
日鉄鉱業株式会社	275	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	212	2.32
富田一郎	206	2.25
四国倉庫株式会社	161	1.76
東洋電化工業株式会社	150	1.64

(注) 持株比率は自己株式(87,392株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田 和夫	代表取締役社長	
布川 明	常務取締役(生産・技術本部長兼詫間工場長)	
真鍋 互	取締役(技術統括部長)	
小田島 晴夫	取締役(総務部長)	
松本 靖弘	取締役(化成品営業部長)	
北野 幸治	取締役(建材営業第一部長)	
小林 哲也	取締役(建材営業第二部長)	
今岡 重貴	取締役	
棚田 正英	常勤監査役	
松下 克治	監査役	DOWAホールディングス株式会社取締役
渡辺 佳夫	監査役	ロイヤルホールディングス株式会社取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役今岡重貴氏は社外取締役であります。  
2. 取締役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
3. 監査役松下克治氏及び渡辺佳夫氏は社外監査役であります。  
4. 監査役渡辺佳夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 取締役今岡重貴氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区 分	支給人員	支給額
取締役	8名	159百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(4百万円)
監査役	3名	19百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(8百万円)
合 計	11名	179百万円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額59百万円(取締役57百万円、監査役2百万円)を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として64百万円を支給しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職の状況

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役渡辺佳夫氏は、ロイヤルホールディングス株式会社の取締役(監査等委員)であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

取締役今岡重貴氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、必要に応じて社外取締役の立場から適切な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回と監査役会12回のうち11回出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。

監査役渡辺佳夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回と、監査役会12回のうち全てに出席し、必要に応じて監査役の立場から適切な発言を行っております。



#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 25百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 25百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力とは、いっさい関係を持たないこと、ならびに反社会的勢力に対しては、経済的な利益を供与しないことを基本方針とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとする。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役または使用人は、当社の事業に関して財務報告は重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当社の社会的な信用維持、向上に資することを認識して財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備および評価に精通した監査室によって評価する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、監査室は独立した観点から内部統制監査を実施しており、法令・定款および社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼

関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### 1. 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来90年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役8名のうち1名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及

び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年7月15日開催の当社第100回定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の継続についてご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

#### ①当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

#### ②大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

#### ③大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることがあります。

#### ④独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することとしております。

#### ⑤本プランの有効期間等

本プランの有効期限は、平成31年7月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっております。但し、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

なお、本プランの内容は当社ホームページ(<http://www.konoshima.co.jp/>)に掲示しております。

#### Ⅳ 上記取組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

##### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されたものです。

##### ③合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

##### ④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しては、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われることを担保する手続きが確保されています。

##### ⑤株主意思を反映するものであること

本プランは、平成28年7月15日開催の定時株主総会での承認により発効しており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただいているため、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>19,217</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>12,771</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,048</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,467</b>
現金及び預金	938	支払手形	392
受取手形	671	電子記録債務	1,240
電子記録債権	559	買掛金	1,834
売掛金	3,435	短期借入金	450
商品及び製品	2,519	1年内返済予定の長期借入金	1,240
仕掛品	526	リース債務	62
原材料及び貯蔵品	923	未払金	810
前払費用	100	未払費用	257
繰延税金資産	209	未払法人税等	164
未収入金	38	未払消費税等	54
その他の	126	前受金	6
貸倒引当金	△0	預り金	221
		賞与引当金	312
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,169</b>	製品保証引当金	140
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,994</b>	設備関係支払手形	198
建築物	2,504	設備関係電子記録債務	80
構築物	200	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,304</b>
機械及び装置	3,394	長期借入金	3,194
車輛運搬具	26	リース債務	265
工具、器具及び備品	111	退職給付引当金	1,662
土地	1,381	役員退職慰労引当金	181
リース資産	343	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>6,446</b>
建設仮勘定	33	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,387</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>48</b>	資本金	1,320
ソフトウェア	45	資本剰余金	1,078
電話加入権	3	資本準備金	1,078
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,126</b>	利益剰余金	4,020
投資有価証券	534	利益準備金	133
出資金	1	その他利益剰余金	3,886
破産更生債権等	0	別途積立金	1,300
長期前払費用	49	繰越利益剰余金	2,586
繰延税金資産	485	自己株式	△31
その他の	54	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>58</b>
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	58
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,217</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>19,217</b>



## 損 益 計 算 書

(自 平成28年 5月 1日)  
(至 平成29年 4月 30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		22,629
売上原価		15,910
総利益		6,718
販売費及び一般管理費		5,284
営業利益		1,433
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
破損受託料	14	
雑収入	6	
営業外費用	15	48
支払利息	80	
売上割引	40	
雑支出	12	133
経常利益		1,348
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別固定資産除却損	14	14
税引前当期純利益		1,338
法人税、住民税及び事業税	320	
法人税等調整額	△32	287
当期純利益		1,051

## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年 5月 1日)  
(至 平成29年 4月 30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備	其 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	1,709	3,143	△30	5,511
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△173	△173		△173
当期純利益						1,051	1,051		1,051
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	877	877	△0	876
当 期 末 残 高	1,320	1,078	1,078	133	1,300	2,586	4,020	△31	6,387

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	4	4	5,515
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△173
当期純利益			1,051
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	53	53	53
当期変動額合計	53	53	930
当 期 末 残 高	58	58	6,446

## 個 別 注 記 表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定額法

②平成19年4月1日以後に取得したもの  
定額法

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 製品保証引当金

製品の保証に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 4. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

②ヘッジ手段…通貨スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建借入金

③ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

#### (3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利スワップ取引は、金利変動リスクをヘッジするために、為替予約取引及び通貨スワップ取引は、為替相場の変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施しております。

なお、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)  
(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物以外の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法については、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当事業年度の化成品の大型設備投資を契機として、有形固定資産の使用実態を全社で見直した結果、今後、有形固定資産は安定的に稼働し、また、収益に安定的に貢献することが見込まれることから、使用可能期間にわたり平均的に配分する定額法に変更することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映すると判断したためであります。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2億46百万円増加しております。

7. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	圧縮記帳累計額
建物	28百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	426百万円
工具、器具及び備品	155百万円
計	<u>611百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

24,712百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,267百万円
構築物	180百万円
機械及び装置	3,238百万円
工具、器具及び備品	59百万円
土地	1,323百万円
計	<u>7,069百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	132百万円
1年内返済予定の長期借入金	598百万円
長期借入金	2,444百万円
計	<u>3,175百万円</u>

4. 期末日満期手形及び期末日電子記録債権債務は、手形交換日及び振込期日をもって決済処理しております。

したがって、当事業年度末は金融機関休業日のため、下記の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	49百万円
電子記録債権	12百万円
支払手形	79百万円
電子記録債務	291百万円
設備関係支払手形	196百万円
設備関係電子記録債務	19百万円

## 5. 偶発債務

当社詫間工場の元従業員とその遺族(原告)がアスベストが原因で健康被害を受け、当社には安全配慮の義務違反があるとして、原告は2億76百万円の損害賠償を求める訴えを高松地方裁判所に起こし、当社は訴状を受領しております。

なお、現時点では、損害賠償等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であります。

### [損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価	△48百万円
------	--------

2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 690百万円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

構築物	0百万円
-----	------

機械及び装置	14百万円
--------	-------

車輛運搬具	0百万円
-------	------

工具、器具及び備品	0百万円
-----------	------

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	86,900	492	—	87,392

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 492株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年7月15日 定時株主総会	普通株式	109	12	平成28年4月30日	平成28年7月19日
平成28年12月12日 取締役会	普通株式	64	7	平成28年10月31日	平成29年1月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年7月21日 定時株主総会	普通 株式	118	利益 剰余金	13	平成29年4月30日	平成29年7月24日



[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		508百万円
役員退職慰労引当金		55百万円
賞与引当金		96百万円
製品保証引当金		43百万円
投資有価証券評価損		3百万円
たな卸資産評価損		119百万円
その他		38百万円
繰延税金資産	小計	866百万円
評価性引当額		△145百万円
繰延税金資産	合計	720百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△25百万円
繰延税金負債	合計	△25百万円
差引		
繰延税金資産の純額		695百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	115百万円	115百万円	0百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	100百万円
1年超	100百万円
合計	200百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	120百万円
減価償却費相当額	100百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(為替予約取引)をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。借入金のうち、一部については、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」を参照ください。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	938	938	—
(2) 受取手形	671	671	—
(3) 電子記録債権	559	559	—
(4) 売掛金	3,435	3,435	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	530	530	—
資産計	6,135	6,135	—
負債			
(1) 支払手形	392	392	—
(2) 電子記録債務	1,240	1,240	—
(3) 買掛金	1,834	1,834	—
(4) 短期借入金	450	450	—
(5) リース債務	328	328	—
(6) 未払金	810	810	—
(7) 設備関係支払手形	198	198	—
(8) 設備関係電子記録債務	80	80	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	4,434	4,466	31
負債計	9,769	9,801	31
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 設備関係支払手形、並びに(8) 設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているものは金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額4百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### [1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	704円32銭
2. 1株当たり当期純利益	114円84銭

### [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月 9 日

神島化学工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当事業年度より、平成10年4月1日以降に取得した建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月12日

神島化学工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 棚田 正 英 ㊞  
社外監査役 松 下 克 治 ㊞  
社外監査役 渡 辺 佳 夫 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### ・期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額118,983,904円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年7月24日

### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

(1) 経営体制の強化充実を図るため、取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

(3) 取締役任期の短縮により、機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるようになるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行の規定を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>第7条（自己の株式の取得）</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第16条（条文省略）</p> <p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第18条（条文省略）</p> <p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第20条～第44条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第45条（剰余金の配当） 当社の剰余金の配当は毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>第46条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条（条文省略）</p>	<p>第7条～第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（取締役の員数） 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第19条～第43条（現行どおり）</p> <p>第44条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第45条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第46条（現行どおり）</p>



### 第3号議案 取締役9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンスの更なる強化、充実を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけだ かずお 池田 和夫 (昭和28年8月18日生)	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年4月 同行 e-ビジネス推進企画部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 福岡営業部部长 平成16年5月 当社入社 顧問 平成16年7月 当社取締役経理部長 平成19年7月 当社常務取締役経理部長 平成22年7月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,478株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 池田和夫氏は、平成16年7月に当社取締役に就任し、経理、財務に関する業務に精通しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
2	ふかわ あきら 布川 明 (昭和28年7月2日生)	昭和53年4月 当社入社 平成6年4月 当社詫間工場工業薬品製造部長 平成12年7月 当社取締役工業薬品事業部長兼 詫間工場工業薬品製造部長 平成16年7月 当社取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 平成19年7月 当社常務取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 平成20年5月 当社常務取締役詫間工場長 平成27年5月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 詫間工場長 現在に至る	9,821株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 布川明氏は、平成12年7月に当社取締役に就任し、長年化成成品事業の運営に携わり、また、製造拠点の1つである詫間工場の責任者として、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	まなべ わたる 真鍋 亙 (昭和29年10月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成2年5月 当社詫間工場次長 平成3年10月 当社詫間工場建材製造部長 平成12年7月 当社取締役詫間工場副工場長兼 建材製造部長 平成16年7月 当社取締役技術本部長 平成27年5月 当社取締役技術統括部長 現在に至る	9,752株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>真鍋亙氏は、平成12年7月に当社取締役に就任し、長年製造部門に携わり、製造技術・商品開発に相当程度の知見を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
4	おだしま はれお 小田島 晴夫 (昭和33年9月28日生)	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年8月 株式会社みずほ銀行主計部税務チーム 次長 平成21年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 人事部人材開発室室長 平成22年10月 当社入社 総務部長 平成23年7月 当社取締役総務部長 現在に至る	4,652株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小田島晴夫氏は、平成23年7月に当社取締役に就任し、金融機関での要職の経験と、人事・労務をはじめとする幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
5	まつもと やすひろ 松本 靖弘 (昭和32年12月17日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年5月 当社詫間工場工業薬品技術部部长代理 兼工業薬品事業部長 平成22年4月 当社詫間工場工業薬品技術部部长兼 工業薬品事業部長 平成22年11月 当社化成品事業部長 平成23年7月 当社取締役化成品事業部長 平成25年5月 当社取締役化成品営業部長 現在に至る	19,069株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>松本靖弘氏は、平成23年7月に当社取締役に就任し、長年化成品部門に携わり、化成品事業に関する相当程度の知見を有することから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	きたの ゆきはる <b>北野 幸治</b> (昭和42年8月26日生)	昭和61年3月 当社入社 平成11年6月 当社東京営業所所長 平成13年5月 当社東京営業所所長兼建材営業二部次長 平成16年10月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長代理 平成18年7月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長 平成20年5月 当社東京営業所所長兼建材営業部部長 平成22年7月 当社取締役建材営業第一部長 現在に至る	14,269株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 北野幸治氏は、平成22年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。	
7	こばやし てつや <b>小林 哲也</b> (昭和40年1月24日生)	昭和63年4月 新日軽株式会社入社 平成9年3月 当社入社 平成13年5月 当社建材営業二部次長 平成16年10月 当社建材営業二部部長代理 平成18年7月 当社建材営業二部部長 平成20年5月 当社建材営業部部長 平成22年7月 当社取締役建材営業第二部長 現在に至る	4,456株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 小林哲也氏は、平成22年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。	
8	いまおか しげたか <b>今岡 重貴</b> (昭和46年9月7日生)	平成11年10月 朝日監査法人入所 平成15年5月 公認会計士登録 平成20年9月 あずさ監査法人退所 平成20年10月 今岡公認会計士事務所開設 平成21年2月 税理士登録 平成21年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設 (現任) 平成22年7月 当社監査役 平成27年7月 当社取締役 現在に至る	0株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 今岡重貴氏は、平成27年7月に当社取締役に就任し、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	※ あんどう てつお 安東 哲郎 (昭和29年4月12日生)	昭和52年4月 共立株式会社入社 平成18年4月 同社保険第四部長 平成20年6月 同社執行役員名古屋支店長 平成24年4月 同社常務執行役員大阪支店長 平成24年6月 共立リスクマネジメント株式会社取締役社長 平成28年6月 共立株式会社常勤監査役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 共立株式会社常勤監査役	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 安東哲郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、企業の監査役を務めていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 今岡重貴、安東哲郎の両氏は社外取締役候補者であります。
  3. 当社は今岡重貴氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
  4. 安東哲郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
  5. 当社は今岡重貴氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
  6. 安東哲郎氏の選任が承認された場合、同氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
  7. 今岡重貴氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
  8. ※は新任候補者であります。
  9. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役松下克治氏は任期満了となり、また、本総会終結のときをもって、監査役渡辺佳夫氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつした かつじ 松下 克治 (昭和31年5月7日生)	昭和55年4月 同和鉱業株式会社入社 平成15年4月 同社メタルズカンパニー企画室長 平成18年4月 秋田製錬株式会社取締役 平成23年6月 Modern Asia Environmental Holdings Inc. 代表取締役社長 平成25年4月 DOWAホールディングス株式会社 執行役員経理財務・労務担当 平成25年6月 同社取締役（現任） 平成25年7月 当社監査役 現在に至る  (重要な兼職の状況) DOWAホールディングス株式会社取締役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 松下克治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。			
2	※ いよだ としなり 伊豫田 敏也 (昭和29年3月31日生)	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成2年6月 同行ロスアンゼルス支店 平成16年6月 株式会社みずほコーポレート銀行本店 営業第十八部長 平成17年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員 平成23年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常勤監査役 平成26年6月 株式会社みずほ銀行常勤監査役 平成29年6月 日本水産株式会社監査役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 日本水産株式会社監査役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 伊豫田敏也氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。			

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 松下克治、伊豫田敏也の両氏は社外監査役候補者であります。
  3. 当社は松下克治氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
  4. 伊豫田敏也氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
  5. 松下克治氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
  6. ※は新任候補者であります。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和63年7月22日開催の第72回定時株主総会におきまして月額10百万円以内、監査役の報酬額は、平成8年7月26日開催の第80回定時株主総会におきまして月額3百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。その後の経済情勢の変化やその他の諸般の事情等を勘案し、今後の役員報酬の機動的な運用を可能にするため、現行の月額での報酬枠を年額での報酬枠に変更したうえで、取締役の報酬額を年額200百万円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内と改めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額は従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

## 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって監査役を辞任される渡辺佳夫氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
わたなべ よしお 渡辺 佳夫	平成26年7月 当社監査役 現在に至る

**第7号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止いたします。本総会後も引き続き在任する取締役ならびに監査役につきましては、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時といたしますが、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
いけだ かずお 池田 和夫	平成16年7月 平成19年7月 平成22年7月	当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役社長 現在に至る
ふかわ あきら 布川 明	平成12年7月 平成19年7月	当社取締役 当社常務取締役 現在に至る
まなべ わたる 真鍋 互	平成12年7月	当社取締役 現在に至る
おだしま はれお 小田島 晴夫	平成23年7月	当社取締役 現在に至る
まつもと やすひろ 松本 靖弘	平成23年7月	当社取締役 現在に至る
きたの ゆきはる 北野 幸治	平成22年7月	当社取締役 現在に至る
こばやし てつや 小林 哲也	平成22年7月	当社取締役 現在に至る
いまおか しげたか 今岡 重貴	平成27年7月	当社取締役（社外） 現在に至る
たなだ まさひで 棚田 正英	平成22年7月	当社監査役 現在に至る
まつした かつじ 松下 克治	平成25年7月	当社監査役 現在に至る

## 第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

### 1. 提案の理由

今般、役員報酬制度の見直しを行うこととし、役員退職慰労金制度の廃止の代替手段として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役（社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、第5号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」における取締役の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対していわゆる株式報酬型ストックオプションとして、毎年度割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたいと存じます。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は7名であり、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結のときから取締役（社外取締役を除く。）は、引き続き7名となります。なお、各取締役（社外取締役を除く。）への新株予約権発行時期及び配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役（社外取締役を除く。）に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝

調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率



また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会が定める期間とします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(8) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(9) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(8)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

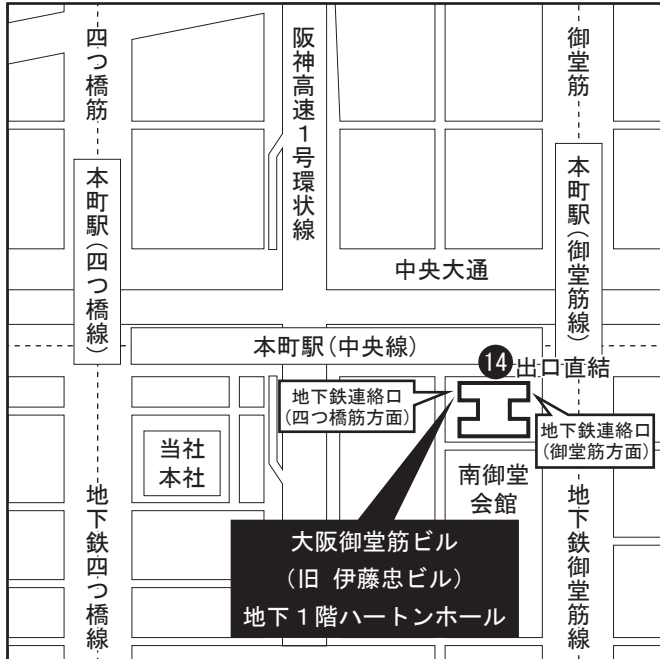
以 上



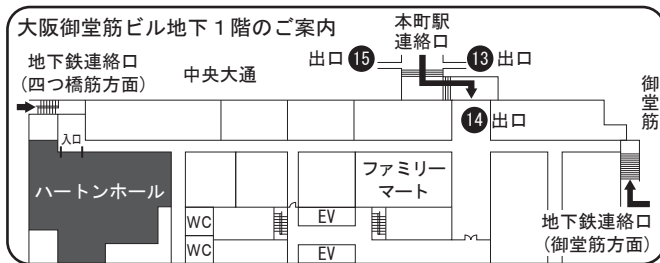


# 株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
大阪御堂筋ビル（旧伊藤忠ビル） 地下1階 ハートンホール



地下鉄連絡口(四つ橋筋方面・御堂筋方面)よりビルの地下へ直接入場できます。



○駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

大阪市西区阿波座一丁目3番15号

神島化学工業株式会社

電話 (06) 6110-1133